

市町村セミナー 「母子保健情報の利活用」

令和元年6月17日

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

本日の流れ

1. 母子保健分野の取組(概要)

2. データヘルスの動向

3. 先行事例(予防接種)

(マイナンバー制度における番号利用と情報連携)

4. 母子保健分野におけるデータヘルスの動き

4-1. 検討会

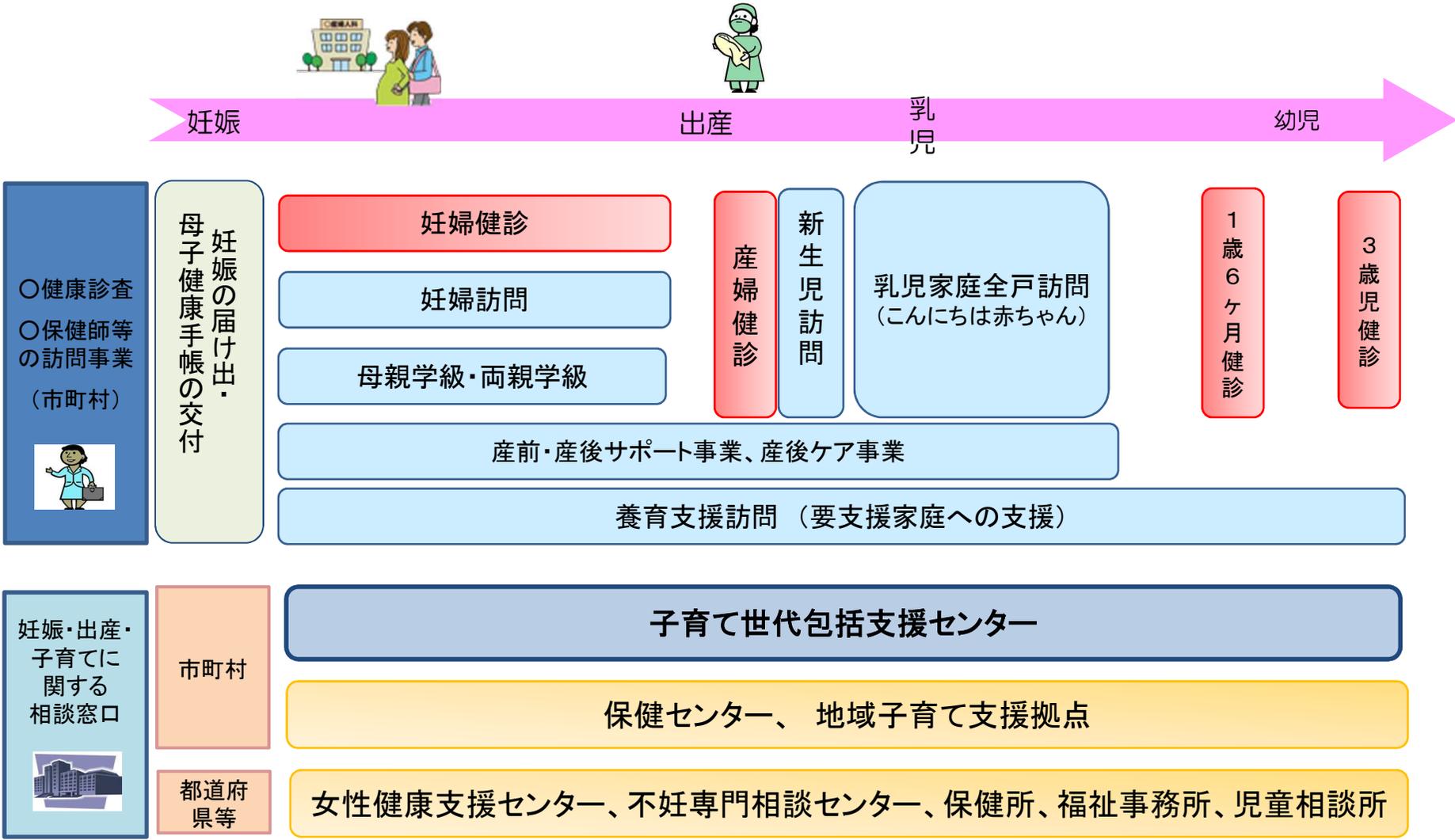
4-2. 母子保健法等の改正

4-3. データ標準レイアウトの策定

5. 今後のスケジュール

1. 母子保健分野の取組(概要)

妊娠・出産等に係る支援体制の概要



※妊婦健診費用については、全市町村において14回分を公費助成。
また、出産費用については、医療保険から出産育児一時金として原則42万円を支給。

母子健康手帳について

概要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付(母子保健法第16条第1項)。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

構成と内容

- ① **必須記載事項(省令事項):妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等**
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項(通知事項):妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等**
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。
自治体独自の制度等に関する記載も可能。
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報

沿革

年次	名称	内容
昭和17年～	妊産婦手帳	出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等
昭和23年～	母子手帳	乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加
昭和41年～	母子健康手帳	医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加(育児日誌的性格も付加)
平成4年～	母子健康手帳	交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に

※平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ必須記載事項(省令)及び任意記載事項(通知)の様式改正を行った。→平成24年4月1日から各市町村において新様式を交付



妊婦健康診査について

根拠

- 母子保健法第13条(抄)
市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
 - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
 - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回
- (※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

公費負担の現状(平成28年4月現在)

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、1,739の市区町村で実施(1,741市区町村中)

公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。
(実施期限:平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行うこととした。

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

○ 根拠(母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 1,008,405人(96.4%)

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 1,000,319人(95.1%)



健診内容は、厚生労働省令(母子保健法施行規則)で示す検査項目。

受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成28年度)による。

妊産婦及び乳幼児に実施する健康診査等の情報管理に関する 全国アンケート調査概要

調査手法:

- 郵送による自記式アンケート調査

調査時期:

- 発送：2017年11月初旬 *到着日は自治体によって異なる
- 締め切り：2017年12月1日 * 12月15日到着分まで集計には含めた

対象自治体および回答依頼者:

- 全国1,741市区町村
- 母子保健主管部（局）妊産婦健診及び乳幼児健診 担当者

回収状況:

送付数	回収数	回収率
1,741	1,209	69.4%

*1,209サンプルのうち、人口規模など重要な情報が抜けていた回答が2件
→1,207サンプルを有効回答とした

1. 母子保健に関する情報管理状況 まとめ

情報管理システムの導入

- 人口規模が大きな自治体を中心に情報管理システムの導入が進む(86.8%)
- データの入力方法は、自治体職員による入力主流(導入している自治体の87.6%)だが、外部委託(同じく11.9%)や健診現場での直接入力(同じく8.5%)も。

乳幼児健診情報の電子データ化

- 受診状況や結果総合判定、予防接種状況、歯科診察所見などの電子データ化が進む(8割程度)一方で、医師診察所見の個別項目(5~6割)や問診票(5割強)、家庭環境(3割)などの背景情報、精密検査結果(5割)・事後措置後の状況(3割強)などのフォローアップに関する情報については十分とは言えないと考えられる。

妊産婦健診情報の電子データ化

- 妊娠届け(9割)や妊婦健診の受診状況(7割強)は電子データで管理されているが、妊婦健診の各検査項目の結果(3~4割)や妊娠届け時のアンケート内容(5割)については、データ管理されている率は低い。
 - ✓ 妊婦健診の検査項目については、そもそも結果を含めて把握している自治体が5~6割。自治体規模が大きいほど結果の把握率が低いのが特徴

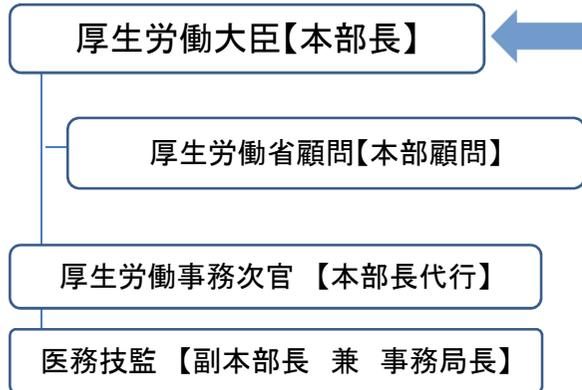
乳幼児健診情報と妊産婦に関するデータ(妊娠届出時に把握した情報等)との連結

- 母子の情報を連結しているとの回答が5割(但し、集団としての分析に耐えるデータはもう少し少ないと思われる)

2. データヘルスの動向

データヘルス改革推進本部の体制

本部体制



改革の実施
に向けた
助言・指導

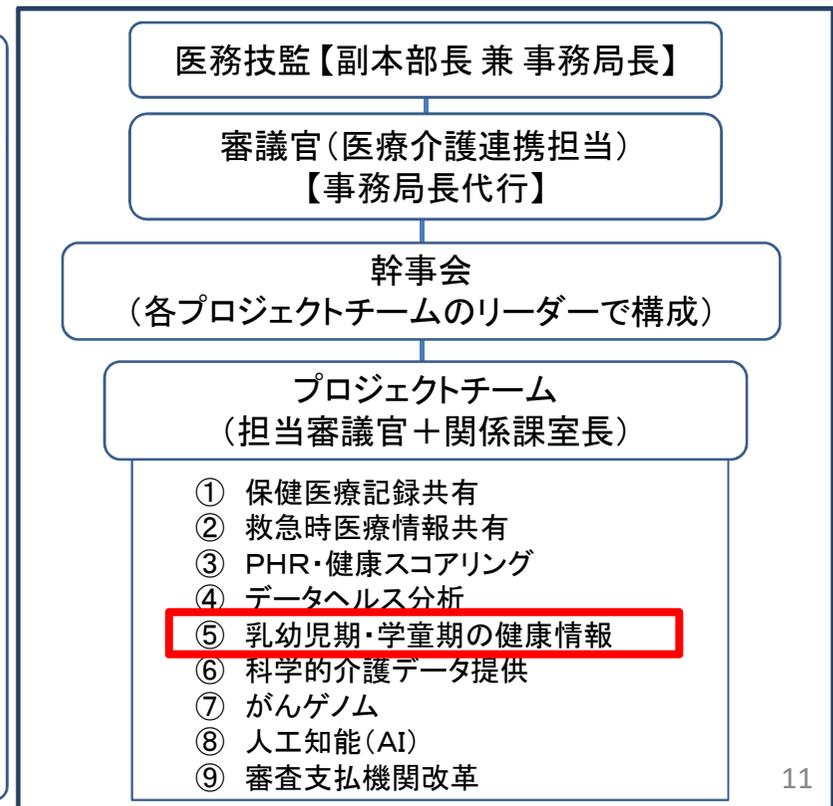
データヘルス・
審査支払機関改革
アドバイザー
グループ

- 赤塚 俊昭 (元デンソー健康保険組合常務理事)
- 小野崎 耕平 (特定非営利活動法人日本医療政策機構理事)
- ◎葛西 重雄 (独立行政法人情報処理推進機構CIO補佐官、株式会社トリエス代表取締役)
- 川上 浩司 (京都大学大学院医学研究科教授)
- 高倉 弘喜 (国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授)
- 田宮 菜奈子 (筑波大学医学医療系教授)
- 松尾 豊 (東京大学大学院工学系研究科特任准教授)
- 宮田 裕章 (慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教授)
- 宮野 悟 (東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長)

【本部員】

医政局長	審議官(危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当)
健康局長	審議官(医政、精神保健医療、災害対策担当)
医薬・生活衛生局長	審議官(健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当)
労働基準局安全衛生部長	審議官(医薬担当)
子ども家庭局長	内閣官房内閣審議官(子ども家庭局併任)
社会・援護局長	審議官(福祉連携、社会、障害保健福祉、児童福祉担当)
社会・援護局障害保健福祉部長	審議官(福祉連携、社会、障害保健福祉、児童福祉担当)
老健局長	審議官(老健担当)
保険局長	審議官(医療保険担当)
政策統括官(総合政策担当)	
政策統括官(統計・情報政策担当)	
サイバーセキュリティ・情報化審議官	

事務局体制



乳幼児期・学童期の健康情報について

課題

- ・ 健診内容や記録方法について、標準化されたフォーマットがなく、管理や比較が困難。
- ・ 受診状況や結果を紙台帳で管理している場合が多く、効果的、効率的な情報の管理、活用ができない。
- ・ 引っ越しや、子どもの成長にあわせて、記録が関係機関間（地域保健→学校保健など）で適切に引き継がれる仕組みが無い。

データヘルス改革で実現を目指すサービス

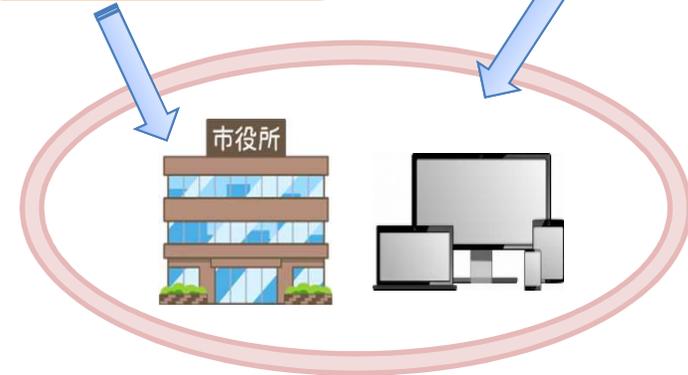
- ・ 子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みの構築（マイナポータルを活用等）
- ・ 個人情報に配慮しつつ関係機関間での適切な健診情報の引き継ぎ
- ・ ビッグ・データとして活用（将来的な疾病リスクとの関係分析や地域診断などに活用可能）

乳幼児健診・
予防接種

学校健診

自治体・医療機関

学校



自治体・学校や医療機関が別個に保有する情報を電子化・連結

スケジュール

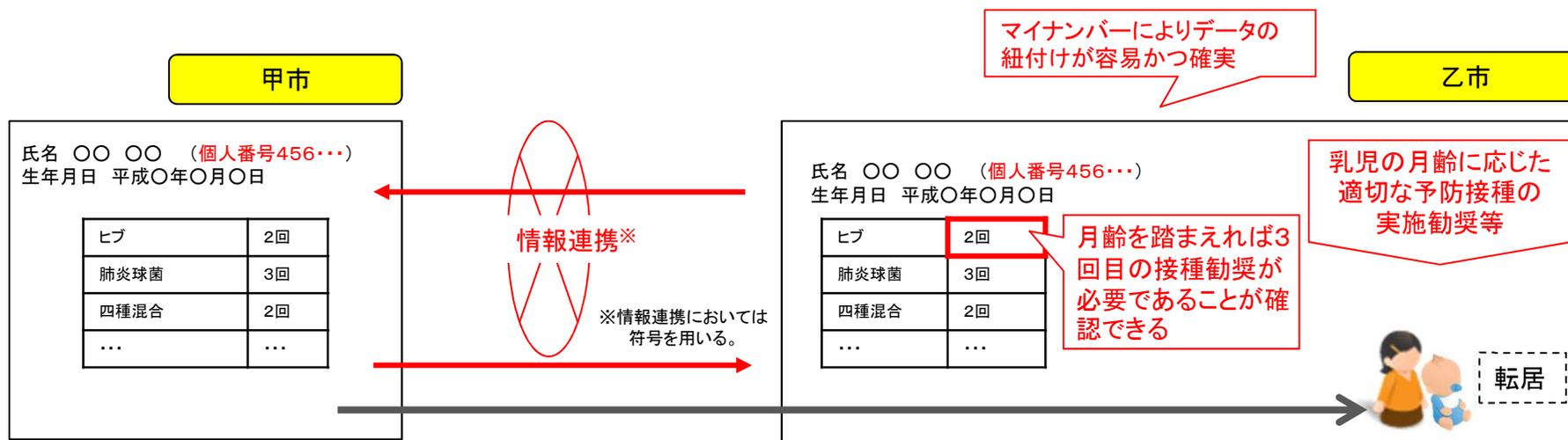
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度・ 令和元年)	2020年度 (令和2年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健情報の電子化の状況把握のための委託調査 ・ 乳幼児健診等の標準フォーマット作成に向けた研究の実施 ・ 定期接種の予防接種記録について、マイナポータルで自己の情報を確認できるよう運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目の標準化等について検討会を設置し検討。 ・ 標準化された項目について、省令等に反映。 ・ 健診記録等のマイナポータルへの反映や情報連携の在り方を検討 		<p>2020年（令和2年）から運用開始できるよう検討を進める。</p>

3. 先行事例(予防接種) (マイナンバー制度における番号利用と情報連携)

健康分野におけるマイナンバーの利用について(例)

地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



マイナンバー制度における「番号利用」

番号利用：地方公共団体における個人番号を利用した対象者情報の管理(番号法別表第1関連)

- 地方公共団体は、番号法別表第1に規定する事務を処理するため、個人番号を利用した対象者情報の管理を行うことが可能。
- 地方公共団体は、個人番号が記載された申請書、届出書等の提出を受け、提出者その他必要な者(世帯員、児童等が想定される。)の個人番号を取得。
- このため、申請書、届出書等の記載事項、様式に個人番号・法人番号の追加を行う厚生労働省令の改正を実施(平成27年9月29日に公布)。
一方、通知書等には、個人情報保護の観点から、原則個人番号の追加は行わないことが考えられる。

※ 制度導入の際に既に保有している対象者情報については、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が必要となる者等と個人番号との紐付け(初期突合)を実施。

(参考)

番号法第9条第1項

別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

マイナンバー制度における「番号利用」

別表第一(第9条関係)

社会 保障 分野	年金分野	<p>⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	<p>⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療その他分野	<p>⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 等
税分野	<p>⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>	
災害対策分野	<p>⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u> ⇒<u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>	
<p>⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。</p>		

マイナンバー制度における「情報連携」

情報連携：情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の実施・添付書類の省略(番号法別表第2関連)

- 情報照会機関は、番号法別表第2に規定する情報照会機関の事務を処理するため、対象者の同表に規定する情報(所得情報、住民票世帯情報等)を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供機関に照会。
 - ※ 情報照会機関は、対象者の個人番号に対応する符号、情報項目、情報提供機関の名称等を指定して送信。
- 情報提供機関は、上記の情報照会機関からの照会を受け、対象者の番号法別表第2に規定する情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会機関に提供。
- 上記の情報提供が実施された場合においては、対象者の当該情報に係る添付書類が提出された取扱いとなり、当該書類の添付省略が可能となる。

(参考)

番号法第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

番号法第22条第2項 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報⁸を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

マイナンバー制度における「情報連携」

マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報 のやり取りを行うこと。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請

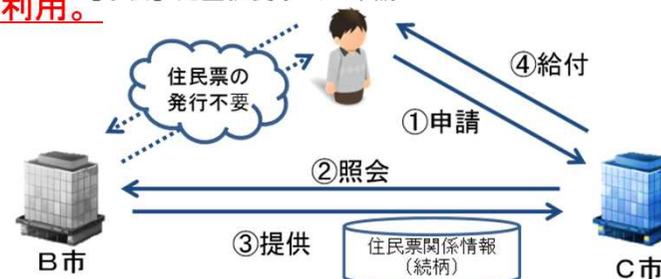


住民票関係情報（続柄など住民票に記載される基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）以外の情報）

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請



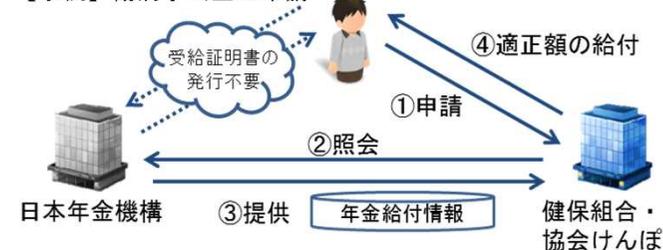
他の社会保障給付に関する情報

⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。
⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

※日本年金機構は、情報連携の実施に向けた準備を進めており、現時点では開始されていない。

- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】傷病手当金の申請



「番号利用」と「情報連携」ができる機関

- 「番号利用」と「情報連携」をどの機関が行うのか、各都道府県と市町村の間で確認・整理する必要がある。
- 「情報連携」を行うためには、当該事務を行うことについて法令上の根拠^{※1}が必要。
- 事務処理要領のみに基づき都道府県の事務を市町村が実施する場合、「番号利用」は可能であるが、「情報連携」はできない。この場合、事務処理特例条例を定めれば「情報連携」が可能となる。

番号利用	個人番号利用事務実施者となる者	① 番号法別表第1の上欄に掲げる者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。) ② 当該者から同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部の委託 ^{※2} を受けた者。 ※上記に加え、自治体は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障又は防災に関する事務その他これらに類する事務について、条例で定めるところにより個人番号を利用できる(独自利用事務)
	個人番号関係事務実施者となる者	① 法令又は条例の規定により、個人番号利用事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の個人番号を利用した事務(個人番号関係事務)を行うこととされている者。 ② 当該者から個人番号関係事務の全部又は一部の委託 ^{※2} を受けた者。
情報連携 ^{※3}	情報照会者となる者	番号法別表第2の第1欄に掲げる者(法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。※1)。
	情報提供者となる者	番号表別表第2の第3欄に掲げる者(法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。※1)。

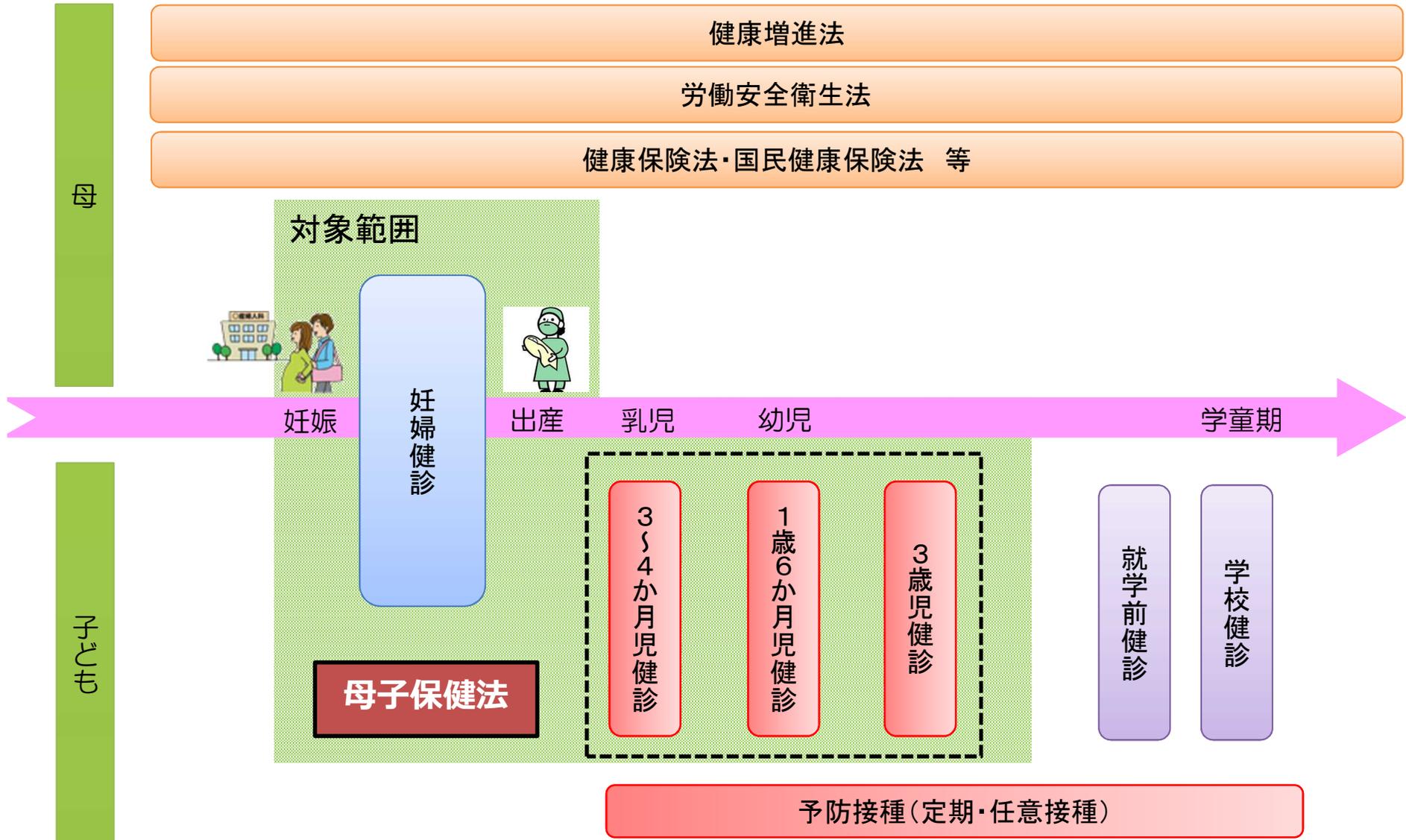
※1 地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理特例条例も含まれる。(それ以外の条例、通知、事務処理要領等は含まれない)。

※2 単に委託を受けた者について、番号利用では事務の実施が可能であるが、情報連携では照会・提供ともできない(情報提供NWSの利用ができない)。

※3 上記の他、自治体が条例により独自に番号を利用する事務について、個人情報保護委員会規則の定めるところにより、情報照会・提供を行うことができる。

4. 母子保健分野におけるデータヘルスの動き ～2020年度運用開始に向けて～

妊婦健診・乳幼児健診



各種健診等の法定根拠及び様式について

	市町村に実施義務のある健診	市町村が必要に応じて実施する健診	
	乳幼児健診（1歳6か月児・3歳児）	妊婦健診	乳幼児健診（その他）
母子保健法	<p>第12条 市町村は次に掲げる者に対し、厚生労働省令に定めるところにより、健康診査を行わなければならない。</p> <p>1 満1歳6か月を越え満2歳に達しない幼児</p> <p>2 満3歳を越え満4歳に達しない幼児</p>	<p>第13条 前条の健康診査のほか、市町村は必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>第13条第2項 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。</p>	
その他の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法施行規則 ・母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(局長通知) ・乳幼児に対する健康検査の実施について(局長通知/課長通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(厚生労働大臣告示) ・母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(局長通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(局長通知) ・乳幼児に対する健康検査の実施について(課長通知)
保有主体	保護者、市町村、一部医療機関(委託実施の場合)	本人、医療機関、一部市町村と共有	保護者、市町村、一部医療機関(委託実施の場合)
様式の統一	なし(省令で必須項目を示し、通知で基準及び様式例を示しているが、具体的な様式は市町村ごとの判断)	なし(大臣告示で望ましい基準を示しているが、様式は市町村や医療機関のごとの判断)	なし(通知で基準及び様式例を示しているが、市町村ごとの判断による)
データの送り渡し	原則なし(継続支援が必要な場合は、自治体間や関係機関間で、本人同意を得た上でサマリー等を送付)	原則なし(継続支援が必要な場合は、自治体間や関係機関間で、本人同意を得た上でサマリー等を送付)	原則なし(継続支援が必要な場合は、自治体間や関係機関間で、本人同意を得た上でサマリー等を送付)

2020年6月から開始される乳幼児健診の情報連携のイメージ図

情報の把握

- 市町村保健センター等で実施されることが多い
- 健診結果は問診票とともに紙媒体で保管されることが多い

【対応例】
データ標準レイアウトに基づきデータ登録ができるよう把握項目の見直しを行う

乳幼児健診
(3~4か月、1歳6か月、3歳)



- 一部医療機関へ委託実施している場合、支払い請求とともに市町村で結果を把握する(複写式の健診受診票等を用いる)

電子データ化



【対応例】(2019年6月以降)
データ標準レイアウトに基づきデータ登録ができるよう既存システム等の改修を行う

市町村既存システム
(母子保健システム等)



氏名・生年月日	○R○B
健診時年齢	○O○月
身長	○Cm
体重	○Kg
発達状況	言語 ○か月 発達 ○か月
診察所見	精神発達 所見なし
判定結果	要経過観察

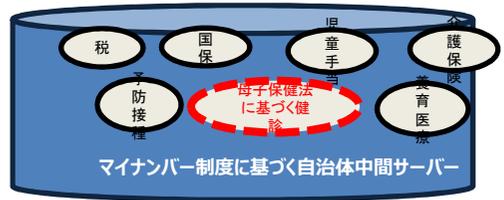
- 健診結果を既存システム(母子保健システム等)上で管理している場合が多い。
- 既存業務システムで管理する情報のデータ形式等は市町村ごとに異なる。

標準化されたデータの登録

データ標準レイアウト
※2019年7月策定予定

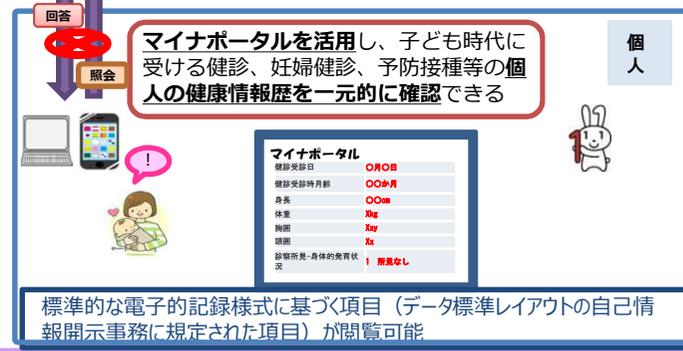
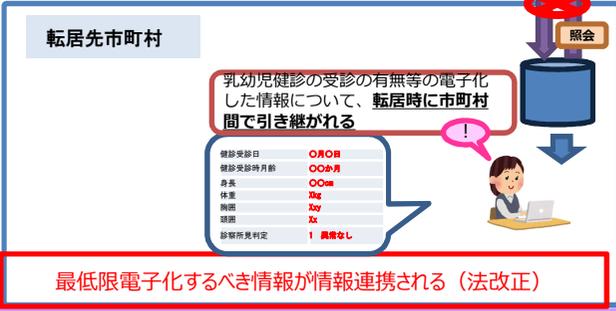
項目	標準化されたデータ	標準化されたデータ	標準化されたデータ
氏名	標準化されたデータ	標準化されたデータ	標準化されたデータ
生年月日	標準化されたデータ	標準化されたデータ	標準化されたデータ
性別	標準化されたデータ	標準化されたデータ	標準化されたデータ
年齢	標準化されたデータ	標準化されたデータ	標準化されたデータ
身長	標準化されたデータ	標準化されたデータ	標準化されたデータ
体重	標準化されたデータ	標準化されたデータ	標準化されたデータ
発達状況	標準化されたデータ	標準化されたデータ	標準化されたデータ
診察所見	標準化されたデータ	標準化されたデータ	標準化されたデータ
判定結果	標準化されたデータ	標準化されたデータ	標準化されたデータ

【対応例】(2020年7月以降)
自治体中間サーバーへデータの副本登録を行う



- 自治体中間サーバーは地方公共団体に一つずつあり、情報ネットワークシステムで情報連携が可能。
- 乳幼児健診は既にマイナンバー制度の「番号利用事務」に規定されている。

活用方法



4-1. データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会

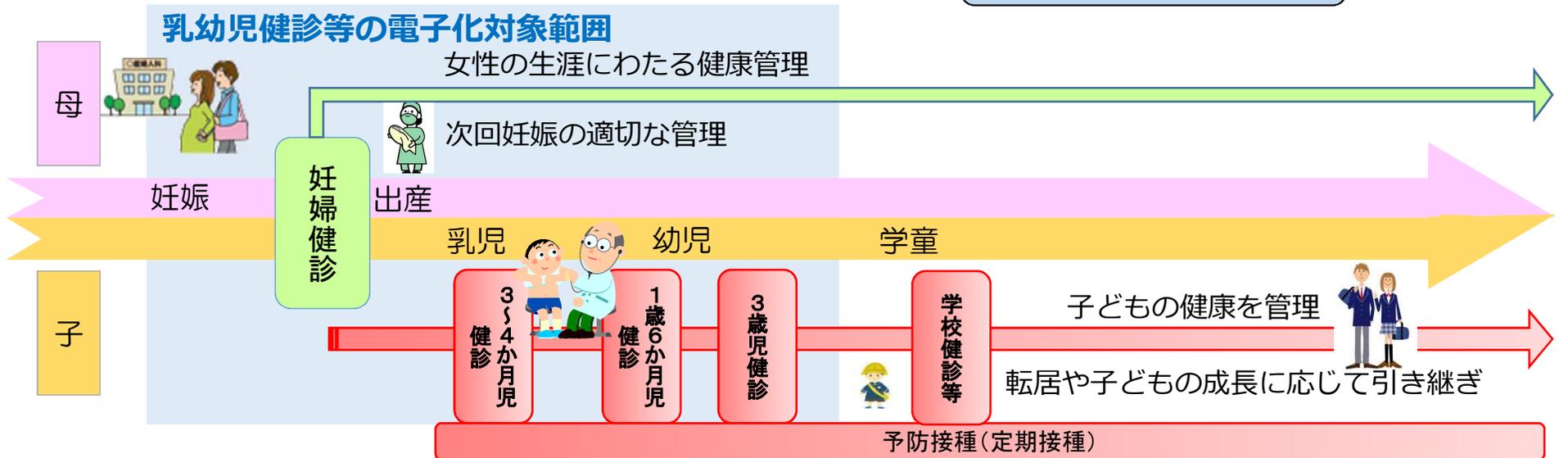
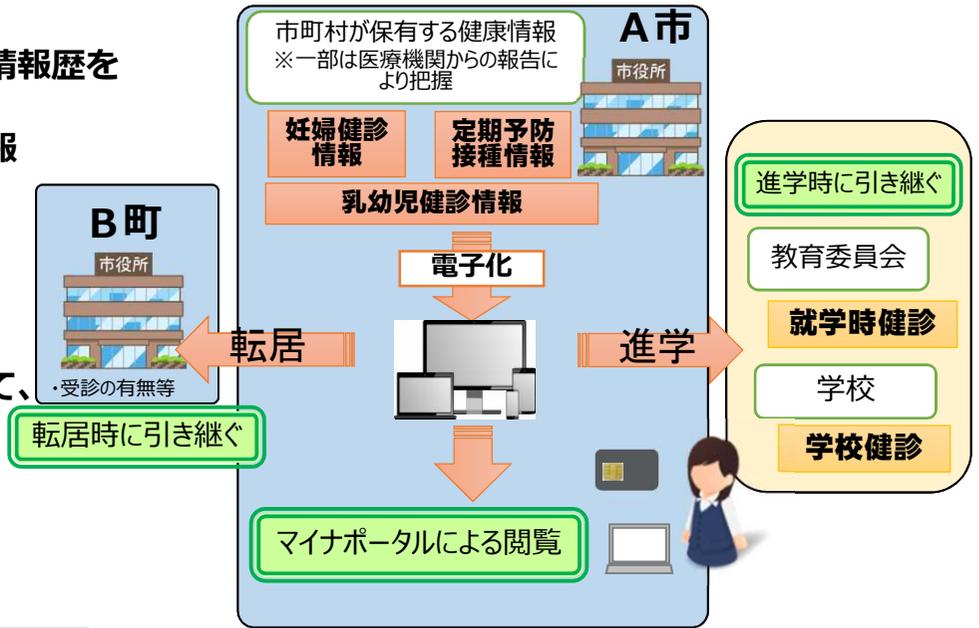
子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し 引っ越しや子どもの成長にあわせて記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービス

【このサービスで目指すこと】

- 子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みの構築
- 個人情報に配慮しつつ関係機関間での適切な健診情報の引き継ぎ
- ビッグ・データとして活用

【2020年度に実現できること】

- 乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みを構築する。
- マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築する。



データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会

【経緯・目的】

- 本格的なICT時代の到来を迎えるにあたり、ICT基盤の整備やビッグデータの利活用等を通じて、保健医療分野における健康情報の管理・利活用等を推進していくことが求められている。
- 2017年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」が設置され、2018年1月に「乳幼児期・学童期の健康情報の連携」を検討するプロジェクトチームが追加された。生涯にわたる健康等の情報を本人が経年的に把握できる仕組み（PHR:Personal Health Record）の実現に資するため、子ども時代に受ける健診情報等と学校保健情報を一元的に確認できる仕組み等の実現を目指す。
- まずは、母子保健における行政情報である乳幼児健診の記録等のうち電子的に記録すべき様式の策定等をするため、2018年4月に本検討会を設置。

【検討会の開催状況】

第1回（平成30年4月25日）

- 座長の選出について
- 検討会における検討事項について
- 市町村が電子的に記録する情報について

第2回（平成30年5月7日）

- 市町村が電子的に記録する情報について

第3回（平成30年5月24日）

- 委員の変更について
- 乳幼児健診における市町村が電子的に記録する情報について
- 妊婦健診における市町村が電子的に記録する情報について
- 学校保健との連携について

第4回（平成30年6月8日）

- 乳幼児健診における市町村が電子的に記録する情報について
- 妊婦健診における市町村が電子的に記録する情報について
- 電子的記録の管理・活用や連携のありかたについて
- 中間まとめ骨子（案）について

第5回（平成30年6月29日）

- 委員の変更について
- 中間報告書（案）について

【検討会委員】

- | | |
|---------|---------------------------------------------------|
| 井上 裕之 | 保健医療情報システム工業会(JAHIS)
保健福祉システム部会健康支援システム委員会副委員長 |
| 今村 知明 | 奈良県立医科大学公衆衛生学講座 教授 |
| 岩田 太 | 上智大学法学部 教授 |
| 大森 美恵子 | 全国保健師長会 常任理事（第2回まで） |
| 鎌田 久美子 | 公益社団法人日本看護協会 常任理事（第5回から） |
| 木内 恵美 | 全国保健師長会 健やか親子特別委員会委員（第3回から） |
| 迫 和子 | 公益社団法人日本栄養士会 専務理事 |
| 曾根 智史 | 国立保健医療科学院 次長 |
| 高野 直久 | 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事 |
| 多賀 佳子 | 公益社団法人日本助産師会 常任理事 |
| 中板 育美 | 公益社団法人日本看護協会 常任理事（第4回まで） |
| 平岩 幹男 | 公益社団法人日本小児保健協会 副会長 |
| 光田 信明 | 公益社団法人日本産科婦人科学会 委員 |
| 宮崎 亮一郎 | 公益社団法人日本産婦人科医会 常務理事 |
| 森 臨太郎 | 公益社団法人日本小児医療保健協議会
疾病登録と保健・医療情報の電子化に関する委員会委員 |
| ◎山縣 然太郎 | 山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授 |
| 温泉川 梅代 | 公益社団法人日本医師会 常任理事 |
| 弓倉 整 | 公益財団法人日本学校保健会 専務理事 |
| 吉井 由美子 | 高松市役所健康福祉局保健センター 主幹 |
| 渡邊 洋子 | 全国保健所長会 |
- (◎ 座長)

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書（概要）

【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

政府方針

乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。
 （経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定）

PHR（Personal Health Record）について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種（平成29年度提供開始）に加えて、**平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。**
 （未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定）

【中間報告書の主な内容】

1. 電子的に記録・管理する情報

- 乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳）及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報



標準的な電子的記録様式

最低限電子化すべき情報

	概要	例
標準的な電子的記録様式	本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病及び異常の診察所見 ・ 新生児聴覚検査に関する情報 ・ 風疹抗体検査に関する情報
最低限電子化すべき情報 ※妊婦健診は対象外	転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各健診時における受診の有無 ・ 診察所見の判定に関する情報

2. 電子的記録の利活用について

「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」

マイナポータルでの閲覧

市町村間での情報連携



（背景）
 ・ 健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている
 ・ マイナンバー制度に係る情報インフラが全国的に整備されている

- 生涯を通じたPHR制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することとなっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診査対象者の精密健康診査結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診査結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
 - ・ 電子的記録の保存年限
 - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
 - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
 - ・ 学校健診情報との連携について
 - ・ 任意の予防接種情報の把握について
 - ・ 市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
 - ・ ビッグデータとしての利用について
 - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も踏まえた医療等分野における情報との連携について など

標準的な電子的記録様式の項目一覧

※ 赤字は市町村が必ず電子化する項目
(最低限電子化すべき項目)

妊婦健診	乳幼児健診				
	基本情報	3～4か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診	
<p>○各回の妊婦健康診査において実施する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 診察月日 妊娠週数 体重 妊娠前の体重 最終健診時体重・身長 妊娠高血圧症候群 妊娠糖尿病 <p>○必要に応じた医学的検査の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 血液型等の検査 <ul style="list-style-type: none"> ABO血液型 Rh血液型 不規則抗体 B型肝炎抗原検査 C型肝炎抗体検査 風疹抗体 血算検査 <ul style="list-style-type: none"> ヘモグロビン ヘマトクリット 血小板 HTLV-1抗体検査 子宮頸がん検診 <p>○妊娠中と産後の歯の状態</p> <ul style="list-style-type: none"> 初回診査 妊娠(週数) 要治療のむし歯 <ul style="list-style-type: none"> (ありの場合の本数) 歯石 歯肉の炎症 <p>○出産の状態</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期間 娩出日時 分娩経過 分娩方法 分娩所要時間 出血量 輸血(血液製剤を含む)の有無 <p>○出産時の児の状態</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別 数 体重 身長 	<p>基本情報</p> <p>各共通項目</p> <p>・健診受診日</p> <p>・健診受診時月齢</p> <p>・身長</p> <p>・体重</p> <p>・胸囲(3歳児健診は除く)</p> <p>・頭囲</p> <p>(出生時の身体計測値含む)</p>				
	<p><妊娠及び分娩歴></p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠中の特記事項 妊娠高血圧症候群 尿蛋白 尿糖 高血圧/浮腫 貧血 糖尿病 多胎妊娠 分娩時の特記事項 帝王切開術 骨盤位 在胎週数 出生時の特記事項 新生児期の特記事項 栄養方法 先天性代謝異常等検査 新生児聴覚検査 <ul style="list-style-type: none"> 初回検査 再検結果 精密検査 <p><発達></p> <ul style="list-style-type: none"> 笑う 追視 定頸 人の声のする方に向く おもちゃをつかむ お座り 発語 ひとり歩き 二語文 	<p>診察所見</p> <p>・判定</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体的発育状況 精神発達 運動機能 神経系・感覚器系 血液系 皮膚 循環器系 呼吸器系 消化器系 泌尿生殖器系 先天性の身体的特徴 <ul style="list-style-type: none"> けいれん 股関節 斜頸 股関節開排制限 代謝系 <ul style="list-style-type: none"> 熱性けいれん 視覚 聴覚 			<ul style="list-style-type: none"> 熱性けいれん <p><検尿></p> <ul style="list-style-type: none"> 蛋白 糖 潜血 <p><眼科所見></p> <ul style="list-style-type: none"> 判定 視力(両目・右眼・左眼) <p><耳鼻咽喉科所見></p> <ul style="list-style-type: none"> 判定 聴力(難聴)(右・左)
				<p>歯科所見</p> <p>・判定</p> <ul style="list-style-type: none"> むし歯の状態 未処置のむし歯 処置済のむし歯 歯肉・粘膜 かみ合わせ 	
			<p>育児環境等</p> <p>・栄養</p>		
		<p>・栄養法</p>	<p>・母乳</p> <p>・離乳</p>		
		<p>精密健康診査</p> <p>・(健康診査依頼)日付</p> <p>・(精密検査受診)日付</p>		<p>・所見又は今後の処置</p>	

4-2. 母子保健法等の改正

デジタル手続法案における母子保健分野の改正事項について

1. 概要

◆ 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ① 行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続のオンライン原則に関する共通事項を定めるとともに、
- ② 行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

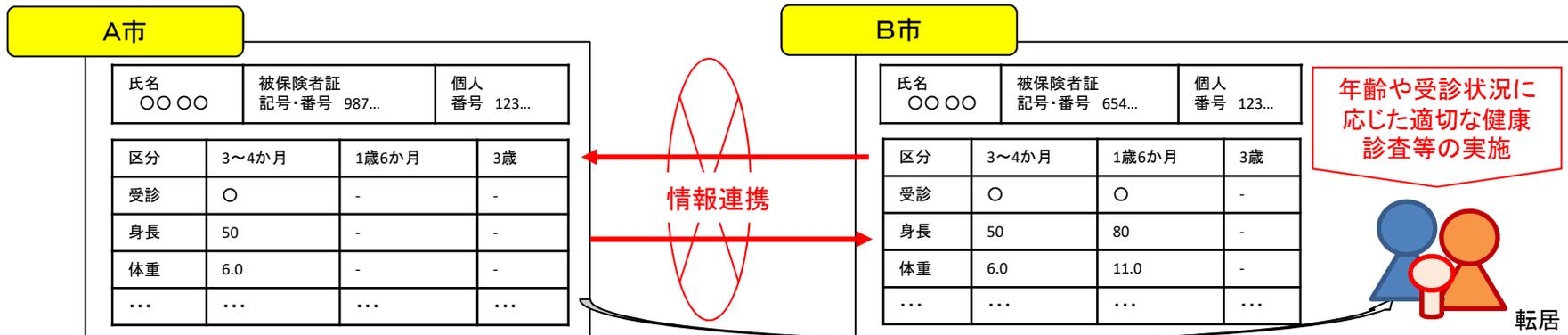
⇒ デジタル手続法（「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号））が令和元年5月24日に成立、同月31日公布。（内閣官房取りまとめ）

◆ 本法律においては、母子保健分野についても、乳幼児健診の情報（受診の有無等）について、転居に際して転居先市町村に電子的に引き継げるよう、必要な措置を講じた。

⇒ 母子保健法（昭和40年法律第141号）及びマイナンバー法（平成25年法律第27号）の改正。
母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第7号）とともに、令和元年5月31日施行。
（※）別表第2主務省令について、現在改正作業中。

2. 具体的改正内容

健診対象者が転居した場合でも、転居先の自治体へ確実に引き継ぐことで、適切な健診等の実施に資するよう、①乳幼児健診の情報（受診の有無等）をマイナンバー法の情報連携の対象とするとともに、②市町村が、健診対象者が過去に居住していた市町村に対し、乳幼児健診の情報（受診の有無等）の提供を求めることができる旨の規定を母子保健法上に新たに設ける。



4-3. データ標準レイアウトの策定

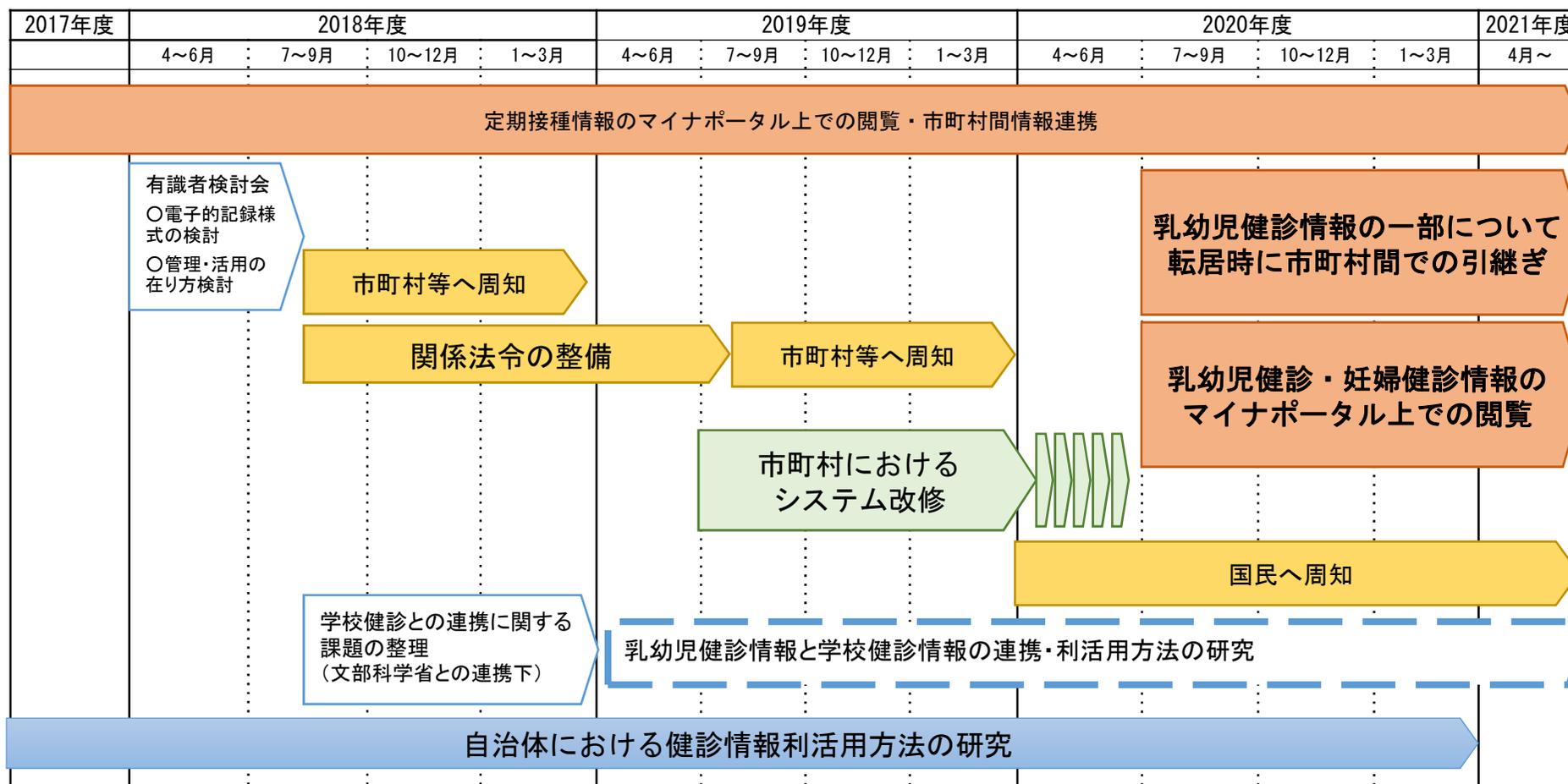
が隠れてしまうような場合は表示基準の変更や列幅の変更で対応ください。

順 番 号	データ項目							データ型		繰 り 返 し	データ項目説明	提供可能となる情報の状況			データ項目 備考	項 目			
	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼			▼	▼	▼			▼	▼	▼
1.0	出生時の 情報																		
1.0	記載日							10	固定	-	新生児訪問、3-4か月児健診等、市町村が出生時の情報を記載した日を入力。例：2020年1月1日 → 2020-01-01	随時	-	7年					
1.0	妊娠高血 圧症候群							1	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した妊娠中の既往に関する情報を入力。 1：なし 2：あり ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年					
1.0	尿蛋白							1	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した妊娠中の既往に関する情報を入力。 1：なし 2：あり ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年					
1.0	尿糖							1	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した妊娠中の既往に関する情報を入力。 1：なし 2：あり ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年					
1.0	高血圧/ 浮腫							1	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した妊娠中の既往に関する情報を入力。 1：なし 2：あり ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年					
1.0	貧血							1	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した妊娠中の既往に関する情報を入力。 1：なし 2：あり ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年					
1.0	尿尿酸							1	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した妊娠中の既往に関する情報を入力。 1：なし 2：あり ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年					
1.0	多胎妊娠							1	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した情報を入力。 1：なし 2：あり ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年					
1.0	帝王切開 術							1	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した情報を入力。 1：なし 2：あり ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年					
1.0	貧血位							1	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した情報を入力。 1：なし 2：あり ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年					
1.0	在胎週数							2	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した情報を入力。「週」 ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年	データハルス時代の母子健康情報の活用に関する検討会中間報告書における「豊形随電電子化すべき情報」に該当。				
1.0	出生時の 構設事項							1	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した情報を入力。 1：なし 2：あり ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年					
1.0	新生児期 の構設事項							1	固定	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した情報を入力。 1：なし 2：あり ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年					
1.0	出生時体 重 [kg]							4	可変	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した出生時体重を入力。「kg」単位で入力すること。 ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年	データハルス時代の母子健康情報の活用に関する検討会中間報告書における「豊形随電電子化すべき情報」に該当。				
1.0	出生時身 長 [cm]							4	可変	-	母子健康手帳や同診をもとに確認した出生時身長を入力。「cm」小数第1位まで入力すること。 例：60.0 ※母子健康課長通知「乳幼児に対する健康診査についで」(厚労発0211)第1巻 表欄	随時	-	7年	データハルス時代の母子健康情報の活用に関する検討会中間報告書における「豊形随電電子化すべき情報」に該当。				

5. 今後のスケジュール

子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し引っ越しや子どもの成長にあわせて記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービス工程表

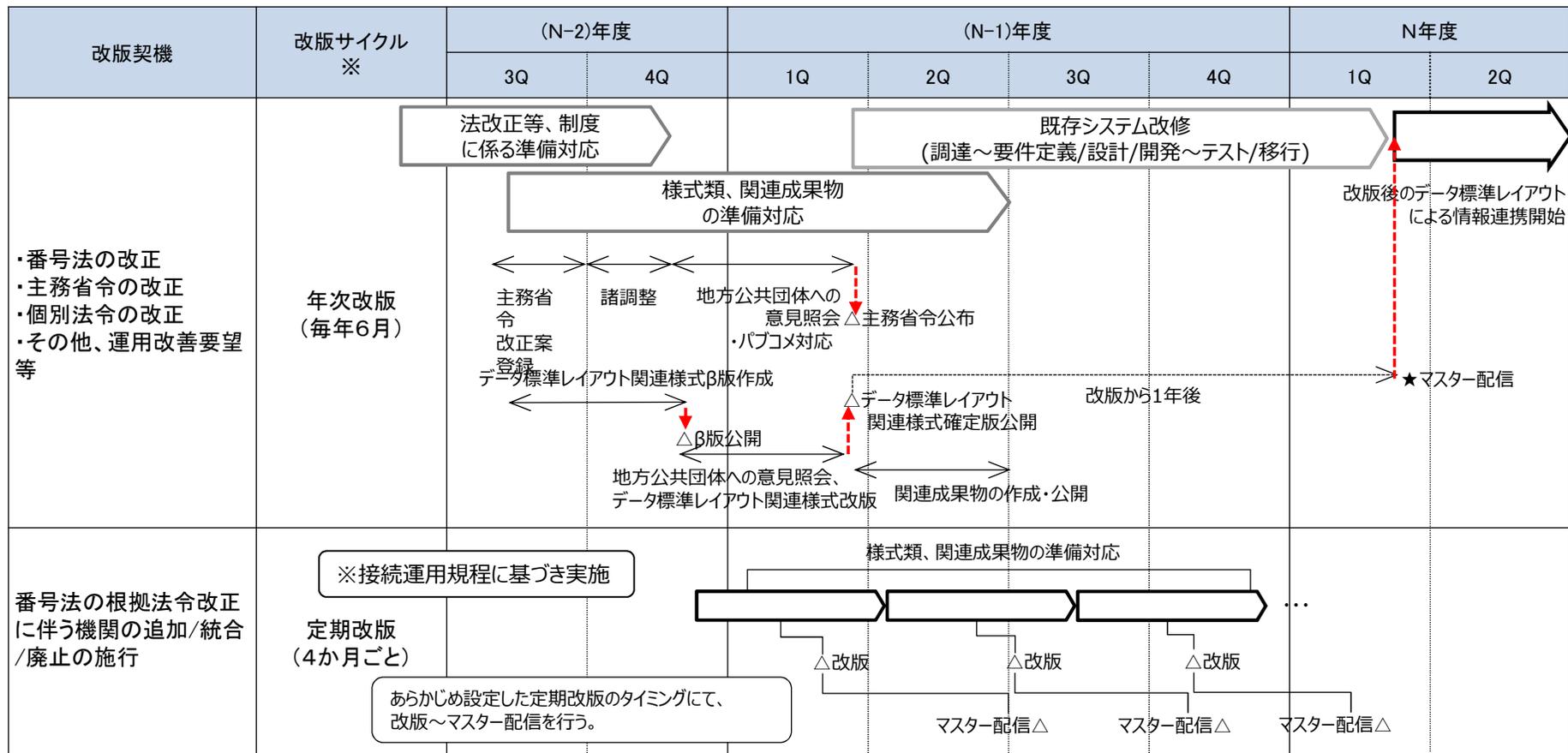
- 2020年度には妊婦健診・子ども時代に受ける健診・予防接種等の個人の健康情報歴がマイナポータル上で確認できるようになる。
- 乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれるようになる。



R2.6版データ標準レイアウト改版に関する概要説明（参考）

<改版サイクルのポイント>

- 主務省令とデータ標準レイアウトの整合性確保 主務省令改正と同時にデータ標準レイアウト関連様式を改版する運用の徹底
- 地方公共団体への意見照会期間（約1か月）の設定 既存システムへの事前影響確認及び改版内容の精度向上による手戻りの低減
- 年次改版と定期改版による運用 法改正等に基づく改版（年次）と機能追加/統合/廃止に伴う改版（定期）の分離



※原則、上記の運用とするが、緊急で改版が必要となった場合は、その重要性和影響度を鑑み、別途個別協議の上、対応とする。

まとめ

- 各市町村におかれては、2020年度運用開始に向けて、準備を進めていただきたい。
(できるようになること)
 - ・妊婦健診・子ども時代に受ける健診・予防接種等の個人の健康情報歴がマイナポータル上で確認できるようになる。
 - ・乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれるようになる。

- 上記のデータヘルスの取組を推進することで、自治体の母子保健事業における母子保健情報の利活用の促進も期待したい。

御清聴ありがとうございます。
ございました。

